

関西日英協会会則

第1章 名称及び所在地

第1条 本会は関西日英協会
(The Japan-British Society of the Kansai)
と称する。

第2条 本会の事務所は大阪市に置く。

第2章 目的

第3条 本会は日英両国民間の理解と親善に寄与することを目的とする。

第3章 会員

第4条 本会の会員は
名誉会員 (Honorary Members)、
法人会員 (Corporate Members)、
及び個人会員 (Individual Members)、
により構成する。

第5条 本会の会員となることを希望するものは、
所定の申込書により入会を申し込むものとし、会
長の選任した入会審査委員が選考を行い、その
諾否を決定する。入会申し込みの拒絶理由は告知
する義務を負わない。

第6条 名誉会員は年会費を支払わない。歴代会長及び会
員で、多年に亘り本会の事業に顕著な貢献ありと
認められたものを、理事会の推薦により 会長が
名誉会員に委嘱する。

第7条 法人及び団体を法人会員とする。
法人会員は会費として、年額1口¥20,000-、追加
分については1口につき¥10,000-を納めるもの
とする。
法人会員は1口に対し5名、追加1口毎に2名の
代表者を推薦することができ、これら代表者は会
員としての特典を受けるものとする。

第8条 個人会員の会費(年額)は以下のとおりとする。
一般 ¥3,000-
一般会員の家族(学生を除く) ¥2,000-
学生及び生徒(小学生を除く) ¥1,000-
英国・英連邦諸国の国籍を有する日本への留
学生は無料(日本での留学期間内)

第9条 会員は本会出版物(無料)の配布を受け、本会主
催の全ての行事に参加することができる。
会員は住所等の変更については、書面により 速
やかに事務局へ届け出るものとする。

第4章 退会、休会及び会員資格の喪失

第10条 退会または休会をしようとするものは、その旨書
面をもって本会に申し出るものとする。

第11条 会員は会費請求後、6ヶ月以内に会費を納入しな
ければならない。
期日を過ぎて会費を納入しない会員に対して、分
かっている最新の届出住所宛に、書面により 催
告する。催告後、1ヶ月以内に会費が納入されな
ければ当該会員の会員資格を取り消すことがで
きる。

第12条 会員として相応しくない所為あるものは、理事会
の任命した本部運営委員の決議によって、 会員
の資格を取り消すことがある。
資格取消し決議の理由は、告知する義務を負わな
いものとする。

第5章 役員及び会議

第13条 本会に次の役員を置く。

1、会長	1名
2、上席副会長	1名
3、副会長	3名以内
4、理事	11名以上
5、会計監事	2名
6、幹事	2名

第14条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。但し、補
欠又は増員により就任した役員の任期は現任者
の残存期間とする。

第15条 理事会は総会で選任された11名以上の人員に
より構成するものとする。
理事に欠員の生じた場合は、会長の裁量により臨
時に補充することができる。
会長は毎年1回以上理事会を招集する。理事会の
決議は出席理事の過半数の表決により決定す
る。委任状も有効とする。又、持ち回り決議によ
ってこれに替えることができるものとする。

第16条 本会は駐日英国大使を当人の承諾を得て、名誉会
長に推薦する。また、本会は大坂英国総領事を
当人の承諾を得て、上席副会長に推薦する。

第17条 会長及び役員は理事会の互選によりこれを選任
する。

関西日英協会会則

第18条 会長は本会を代表し、これを主宰する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

第19条 理事会は本部運営委員を任命する。同運営委員会は、本会の通常業務の遂行及び会長の諮問に応じることその任務とする。運営委員会の決議は出席者（委任状による出席を含む）の過半数の決議によるものとする。又、書面による持ち回り決議によってもこれを行うことができるものとする。

また、同運営委員会はその裁量により、下部組織の活動に対して補助金を交付する権限を持つ。運営委員が転勤等に伴い辞任した場合、会長の裁量により臨時に会員の中からこれを委嘱し理事会の追認を得るものとする。追認を受けるまでの議決権は付与されるものとする。運営委員会の議事録は公開する義務を負わないものとする。

第20条 会計監事は本会の会計事務を監査する。又、本部運営委員会に出席して意見を述べることができる。

第21条 幹事は原則として日・英人各1名計2名とし、本会の会務全般を総括し、併せて本部運営委員を兼務する。

第22条 会長は毎年1回年次総会を招集し、会務報告、財務諸表、その他必要な案件を付議するものとする。総会に付議された事項は、出席会員の過半数の表決により決定する。会長は又、臨時総会を招集することができる。

但し、天災事変その他のやむを得ない事情により総会の招集が不可能な場合は理事会（書面決議含む）をもって総会の開催に代えることができるものとする。

第6章 経理

第23条 本会の経費は会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって、これにあてる。

第24条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日を以って終わる。

第7章 附則

第25条 会長は必要に応じ委員を任命し、特命事項の取扱いを委嘱することができる。又、有給職員を雇用することができる。

第26条 本会はその下部組織として婦人部、社会活動部の2部会を設置する。会員は誰でも各部会の活動に参加できるものとする。

第27条 第7条及び第8条の規定に拘わらず、理事会の決議により必要に応じ会費を変更できるものとする。

第28条 本会の会員の個人情報の取り扱いは、各関係法令並びに別途に定めるプライバシーポリシーに従い運営する

第29条 本会の規則は日本文によりこれを定める。但し、必要に応じて参考資料として英文に翻訳するものとする。

第30条 本会則は、2021年3月4日から実施する。

(2021年3月改定)